

少年審判における社会調査のあり方に関する意見書

2009年（平成21年）5月7日

日本弁護士連合会

近時、少年保護事件において家庭裁判所調査官が作成する少年調査票に関し、「簡にして要を得た」記載を行うことが求められるとしてそのあり方を改めるべきだという指摘がなされている。しかし、それによって、家庭裁判所での長い実務の蓄積を背景に成立している少年審判手続での社会調査のあり方が後退し、少年の健全育成という少年法の理念の達成に悪影響があってはならない。そこで、当連合会は次のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 少年保護事件における家庭裁判所調査官の調査は、原則逆送事案であるか否かにかかわらず、少年が非行に至った原因を、科学主義の原則にしたがって分析するに足りる十分な材料を提供すべく、質・量ともに充実したものであるべきである。
- 2 家庭裁判所調査官が作成する少年調査票には、少年の資質及び少年の成長過程や成育環境に関する事実等が正確に記載されるべきである。
- 3 少年調査票には、家庭裁判所調査官が行った社会調査の結果と少年鑑別所による心身鑑別の結果を踏まえ、少年が非行に至った背景・動機の、精神医学・心理学・社会学等人間諸科学の知見に基づいた丁寧な分析と、少年の非行性の除去のために必要な処遇計画の具体的な指針が記載されるべきである。

意見の理由

- 1 少年法は、当連合会の反対にもかかわらず、2000年、2007年、2008年と3度の「改正」がなされた。当連合会は、少年の健全育成（成長発達権の保障）という少年法の理念の変容を危惧したが、いずれの「改正」時においても、理念の変更をもたらすものではないことが、立法提案者から説明されていた。

しかるに、裁判員制度の導入を契機に、社会調査のあり方と少年調査票の記載の仕方が質・量ともに変容してしまうのではないかと、そのことが少年法の運用に少なからず悪影響を及ぼすのではないかと、という危惧が生じるにいたっている。

そもそも裁判員制度の導入は、家庭裁判所の社会調査の実務のあり方を規定するようなものではないはずである。また、裁判員裁判において、少年調査票の内容のうちどの情報を重要と考え、それをどのように証拠化するかは、弁護士及び検察官が決めるべきことである。家庭裁判所が少年調査票の記載の仕方を変える必要性は全くない。むしろ、社会調査の結果明らかになった事実の一部を家庭裁

判所のみの判断で不必要と評価し、その情報を少年調査票に記載せず、付添人弁護士（ひいては逆送後の辩护人及び検察官）に開示しないことは、適正手続きの観点からも大きな問題である。

そのため、当連合会は、2008年12月19日付けで「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」を公表し、裁判員制度の下で少年逆送事件が審理されることにより、少年法の理念が変容したり、弁護活動が不当に制約されることによって、少年法55条の家裁移送の制度が死文化したりするような事態にならないような運用が検討されるべきであるとの提言を行った。

ところが、家庭裁判所の実務においては、社会調査の変容、すなわち、社会調査が質・量ともに低下し、少年調査票の内容も極めて不十分なものとなってしまいう懸念は払拭されるどころか、むしろ強まっている状況がある。

- 2 少年法では、家庭裁判所における審理は、科学主義の理念に則って、「なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない」（法9条）と規定している。

とりわけ、少年鑑別所の鑑別結果を踏まえ、社会調査の結果を加味して、処遇意見を述べる家庭裁判所調査官の調査権能は、少年審判制度の根幹をなすものと言っても過言ではない。

少年法が科学主義をとるのは、少年が非行に及ぶ原因は、少年の出生時に遡り、ときには両親の成育歴にも遡って、精神医学的、心理学的、社会学的な分析がされることによって初めて明らかになり、また、非行の原因が明らかになることによって初めて、少年の健全育成ないし再非行防止のために必要な処遇を正しく選択することができるからである。

- 3 ところで、2000年少年法「改正」により、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により人を死亡させた場合には、検察官送致されることが原則とされた（いわゆる原則逆送）。その場合でも、例外として逆送しないという選択をするべきなのか否かを判断する前提としては、質量ともに十分な社会調査と分析を行い、最終判断を下すべきであるというのが、原則逆送規定を提案した立法者意思であった。

家庭裁判所の現場でも、「原則逆送事件だからといって、調査を尽くさなくてよいという見解は、とっくに克服された」と言われていた。

- 4 ところが、近時、家庭裁判所調査官に対して、「簡にして要を得た」少年調査票の記載が目指されるべきであって、「必要なこと」のみを記載する、「必要ないこと」は記載しない、という方向性が徹底される指導が行われていることが指摘されている。

確かに、抽象的に表現すれば、「簡にして要を得た」少年調査票の作成が目指されることは、批判されるべきことではないようにも思われる。

しかし、「簡にして要を得た」と称しながら、記載内容の分量が削られることは、

非行に至る原因を分析するために必要な情報が記載されないことにつながりかねない。

とりわけ問題なのは、誰が「必要なこと」と「必要ないこと」を振り分けるのかということである。少年調査票の記載が、裁判官とのカンファレンスに強い影響を受ける近時の傾向からみて、少年調査票の作成者である家裁調査官が「必要なこと」と考えて調査した事項であっても、裁判官とのカンファレンスの結果、「必要ないこと」に振り分けられてしまいかねない。特に原則として逆送することが要請される事案で社会調査が行われた場合には、逆送決定を正当化する根拠となるべき情報は「必要なこと」であり、逆送決定を妨げる方向に働く事情は「必要ないこと」とされてしまう可能性が高い。

このことは、次のようなことから明らかであると思われる。

(1) 本年3月に公刊された司法研究報告書「難解な法律概念と裁判員裁判」（司法研究報告書61輯1号（2009））において、「少年の成育歴や資質・環境などの要保護性に関する事情の主張・立証を広く行う必要があるとする意見も見られる」

（64頁）とある一方で、『特段の事情』の有無の判断においては、原則として、通常の量刑における考慮要素と同様の要素をもとに判断すれば足りる。」（63頁）、「前記意見欄には、『特段の事情』の有無を中心とした調査官意見の内容及びその判断の根拠が当事者に、ひいては裁判員にも、十分に伝わるような、かつ少年その他の関係者のプライバシーに配慮した、簡にして要を得た具体的な記載を行うことが求められよう。」（65頁）と述べられている。これらの記載からは、通常の量刑における考慮要素の範囲を超える、要保護性を基礎づける少年の成育歴や資質・環境などこれまで家裁の実務において重要と考えられてきた諸事情が『特段の事情』の有無の判断において重要視されていないことが伺える。

(2) 本年4月に公刊された植村立郎「抗告審から見た少年事件の現状と課題」（家庭裁判月報61巻4号1頁以下（2009））にも同様の傾向が伺える。^{*1}「問題点としては、①情報過剰、②当該事案、当該少年に即した視点が十分でない、③調査官として判断した結論と調査内容との関連性が十分意識されていない、を指摘したい」（64頁）、「現在は、刑事事件だけでなく少年事件においても、『情報過剰』について、見直すべき時期に来ており、社会記録の在り方もその一環として位置付けるのが相当ではないか」（65頁）として、現場の職員に対し、「今の調査票について見直すべきところがあるのではないか」（64頁）としている。

しかし、逆送決定すべきか否かの判断に際しては、家裁での最終審判に至る前に、調査官調査の結果を踏まえて、付添人の目で検証して意見を述べることが不

*1 平成20年9月11日に司法研修所及び裁判所職員総合研修所の合同実施により行われた平成20年度少年実務研究会における植村立郎東京高等裁判所判事の講演録。

可欠であるし、逆送決定がなされてしまった場合には、その当否は、逆送後の刑事裁判（その多くは裁判員裁判）で検証されるべきものである。そして、その検証のためには、逆送決定を正当化する方向に働く情報も、逆に、逆送決定を妨げる方向に働く情報も、共に明らかにされなければならない。

一見、犯行態様が凶悪で結果が重大な事案においては、その背景・要因として、発達障害などの少年の先天的な資質を正しく認識し理解していない周囲の大人の不適切な対応が少年にもたらした影響の問題や、被虐待体験やいじめなど成育歴に起因する後天的な資質上の問題により、少年が成長発達を阻害されたために心身の発達が未熟であるという成育歴上の問題がある場合が多い。

犯行に至る機序を解き明かす上で、一見、犯行から遠い成育歴上のエピソードが、実は、精神医学や心理学的知見を踏まえれば、重要な意味を持っていることがある。仮に、そのような成育歴上のエピソードを重視せずに家庭裁判所が逆送決定をした場合、逆送後の刑事裁判において、家裁が軽視したエピソードに、実は本件犯行に至る機序を説明する上で重要な意味があることやそのエピソードを踏まえた犯行に至る機序が主張されることで、少年に対して刑罰ではなく保護処分が付するのがふさわしいという判断に至る可能性がある。

しかし、そのような重要なエピソードを、家庭裁判所が、逆送決定をする上では不必要な情報と判断してあらかじめ少年調査票に記載すらしていないとすれば、弁護人は、（独自の調査で幸いにもその情報を入手することができた場合は別として）、その情報を知ることができず、裁判員にもその情報を提示することができないことになってしまい、保護処分相当性の判断を誤らせてしまうことになりかねない。すなわち、少年法55条の適用が適切になされなくなるということになる。

しかし、それでは、市民の健全な常識を少年逆送事件で反映させるべく、55条移送の要否も裁判員の判断対象に含めることとしたにもかかわらず、裁判員には、保護処分相当性を判断するための材料が与えられないという事態になってしまう。これでは裁判員制度は期待された機能を発揮しえない。

- 5 また、家庭裁判所調査官が果たすべき役割は、単に、事実を調査することに止まるのではなく、調査した事実を踏まえると、当該少年の再非行防止のためにはどのような処遇がふさわしいのかという観点からの処方箋を描くことである。

すなわち、逆送相当かどうかという点について、法律的评价や当てはめを行うことが調査官に求められているわけではない。調査官に求められているのは、少年が一見凶悪で重大な結果を引き起こした非行を起こすに至った背景・動機を、精神医学・心理学・社会学等人間諸科学の知見に基づいて丁寧に分析し、少年の更生（非行性の除去）のために必要な処遇はどのようなものかという処遇計画の具体的な指針を示すことである。その内容は、逆送決定の当否の判断において不可欠な資料である。

- 6 少年調査票の記載の簡素化が進められることになれば、結局のところ、書かな

くても良い内容は、調査を省くということになりがちなのは自然の流れである。すなわち、調査官による調査自体が省力化・簡略化され、質量ともに不十分なものになってしまう可能性がある。しかしそれでは、家庭裁判所調査官の役割を放棄したに等しく、少年法は死文化するとさえいえよう。

- 7 以上より、当連合会は、家庭裁判所の調査官による調査が少年の健全育成（成長発達権の保障）の観点から、その本来の役割を全うするよう、頭書のとおり意見を述べる。

以上